

令和8年度 後期高齢者歯科口腔健診について

1. 対象者

(1) 通常健診

島根県後期高齢者医療の被保険者のうち 76～85 歳(S16 年 4 月 2 日～S26 年 4 月 1 日)の人
ただし、次の人は対象者から除く

- ① 病院又は診療所に 6 ヶ月以上継続して入院している者
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設(同号に規定する施設のうち、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安全確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項の登録を受けたもの(介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第 1 項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。)に入所又は入居している者
- ③ 被保険者の住所地の市町村長が別に定める者
- ④ 住所地特例となっている者

(2) 訪問健診

(1)の対象者のうち、要介護度 3 以上の在宅者

ただし、医療または介護保険で歯科の管理を受けている人は対象者から除く。

2. 実施回数

実施期間内において、対象者 1 人につき 1 回限り

3. 受診者の負担

健診項目は、無料

4. 健診の内容

項目	内容
1. 栄養状態	身長、体重、BMI、下腿周囲長、握力
2. 歯の状態	健全歯、処置歯数、未処置歯数、床下根数、現在歯数
3. 歯周病の状態	動揺度、歯肉腫脹、発赤排膿、歯肉退縮、歯石等
4. 舌、頬、歯肉粘膜の状態	
5. 入れ歯の状態	上下顎
6. 咀嚼能力評価	客観的評価
7. 舌機能評価	舌可動域
8. 言葉の明瞭度	
9. 嚥下機能評価	嚥下に要する時間
10. 口腔衛生状態	プラークの付着状況、舌苔、口臭、義歯清掃状況
11. 口腔乾燥感・口腔感覚	
12. 顎関節	下顎の状態
13. 問診、結果通知	

5. 実施期間

6月～12月

ただし、市町村により期間が異なります。詳しくは、別紙1をご確認ください。

6. 委託料

健診 基本料	1人あたり	5,530円(税込)
LEDO デジ化システム加算	1人あたり	220円(税込)
訪問健診加算	1日あたり	11,204円(税込)
集団健診(歯科医師)	30分あたり	5,602円(税込)
集団健診(歯科衛生士等)	30分あたり	561円(税込)

単位が異なりますので、
ご注意ください。

7. 健診の流れ

通常健診 別紙2
デジ化健診 別紙3
訪問健診 別紙4

※健診結果は、受診者の居住する市町村に報告し、保健事業等に活用できるようにしています。

※訪問健診の結果は、担当の居宅介護支援員(ケアマネジャー)に報告し、ケアプランに反映していただくよう依頼をしています。

8. 事務手続きにかかる留意事項等

(1) 開始前

・健診の委託料は、登録口座へ支払をしています。

令和8年度から新規に受託される医療機関、登録内容を変更される医療機関は、債権者登録をお願いします。
登録申請書は、新規受託医療機関のみに同封しています。

・健診に必要な物品は、5月20日に広域連合から受託医療機関へ発送しました。

届きましたら、内容をご確認いただき、不足などがあればお知らせください。

※健診票・問診票・訪問健診結果票は歯科医師会 HP にもデータで掲載しています。

※健診実施にかかる必要書類の送付内容

5月20日に広域連合から発送

<LEDO デジ化システムを利用していない歯科医院>

- ①健診票(25部/冊)4枚複写(広域連合提出用①、広域連合提出用②、医療機関控、本人通知用)
- ②問診票(25部/冊)3枚複写(広域連合提出用①、広域連合提出用②、医療機関控)
- ③保健指導票(健口アドバイス) A4 両面
- ④委託料請求書 A4
- ⑤健診票等送付用封筒(レターパックライト)
- ⑥書類返却用封筒(茶色封筒)
- ⑦債権者登録申請書(※前年度未実施医療機関のみ)

<LEDO デジ化システム利用歯科医院>

- 委託料請求書 A4 (訪問健診実施医療機関のみ)
- 債権者登録申請書(※前年度未実施医療機関のみ)

<訪問健診実施医院にのみ送付>

- 訪問健診結果票
- 訪問健診に係る同意書 A4

(2) 健診実施

・通常、訪問健診の予約を受ける時に確認をお願いします。

- ① 令和8年度の歯科口腔健診の対象者か。
- ② 同年度内で歯科口腔健診を重複して受診していないか。
- ③ 訪問健診対象の人に必要書類が届いているか。

訪問健診に必要な書類は、事前に送付していない場合もあります。

訪問健診対象者で必要書類が届いていない場合は、対象者のお住まいの市町村へ問い合わせをするように伝えてください。

・訪問健診の場合も、健診票の記入・提出が必要です。

受診者の状況によって、実施が難しい項目があると想定しています。できる範囲で実施していただきその結果を記入し、委託料請求の際に広域連合へ提出してください。

(3) 委託料請求時

・健診を月末締めでまとめ、翌月 10 日までに広域連合へ送付してください。

・請求時の受診券・健診票などは、請求書にある見本の通りの順番に並べ、送付してください。

※LEDO デジ化システムを利用されている医療機関については、請求処理を全てシステム上で行うため請求書等の送付は不要です。ただし、訪問健診を実施された医療機関については、LEDO デジ化システムを利用できないため請求書等の送付が必要になります。

【健診票等 送付用封筒(レターパック)】

歯科口腔健診の請求は、広域連合が配布したレターパックを使用してください。

※LEDO デジ化システムを利用されており、訪問健診を実施されている医療機関の皆様は、訪問健診にかかる健診票・問診票等の返送が必要になりましたら広域連合までご連絡ください。

<請求時の送付書類>

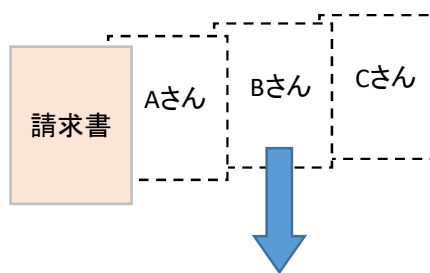
- ・請求書
- ・健診票(広域連合用 2枚)
- ・問診票(広域連合用 2枚)
- ・受診券(バーコードは右側)

●訪問健診を実施したときのみ

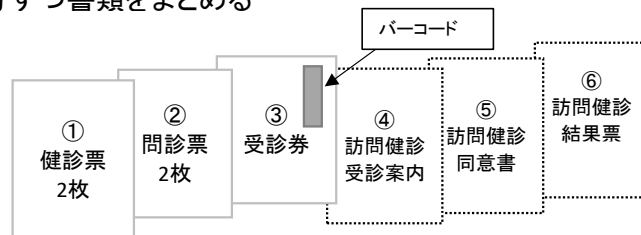
- ・訪問健診受診案内
- ・訪問健診同意書
- ・訪問健診結果票

●該当する医療機関のみ(初回送付時)

- ・債権者登録申請書(必要事項記入済み)



※1人分ずつ書類をまとめる



1人分ずつ並べてあればOK。

クリップやホチキスはしないでください。



(4)今年度の健診期間終了後

- ・請求忘れがないか、確認をしてください。請求忘れがあれば、広域連合へご連絡をお願いします。
- ・今年度使用した健診票などは、広域連合へ返却してください。
返却の際は、「書類返却用封筒」をお願いします。

【書類返却用封筒(茶色封筒)】

※LEDO デジ化システムを利用されている医療機関の皆様は、返却物はありませんので同封していません。

広域連合から事前に送付した封筒に使用しなかった書類を入れて返却してください。

○同封する書類(健診終了後に余った書類)

- ・レターパック ・健診票 ・問診票
- ・保健指導票(健口アドバイス) ・委託料請求書

※以下は、訪問健診実施医院のみ同封

- ・訪問健診結果票 ・訪問健診に係る同意書



令和8年度 後期高齢者歯科口腔健診実施期間一覧

1. 対象者

(1) 通常健診 76～85歳（昭和16年4月2日から昭和26年4月1日生まれの方）

ただし、長期入院者、施設入所者、他の補助事業の対象者は除外します。

(2) 訪問健診 (1) 歯科口腔健診の対象者のうち、在宅の要介護3以上の在宅者

ただし、医療保険・介護保険で歯科の管理を受けている方を除きます。

2. 歯科口腔健診の実施期間について

健診実施期間

実施時期未確定

市町村名	対象者数 ※1	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	実施方法	訪問健診 対象者への 通知 ※2	担当課
松江市	22,254	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康推進課
浜田市	6,939	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康医療保険課
出雲市	19,352	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康増進課
益田市	6,241	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	保険課 健康増進課
大田市	4,712	■	■	■	■	■	■	■	個別	あり	地域医療推進課
安来市	—			■	■	■	■	■	個別	あり	いきいき健康課
江津市	3,163	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	保険年金課
雲南市	—				■	■	■	■	個別	なし	健康推進課
奥出雲町	1,751		■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康福祉課
飯南町	666	■	■	■	■	■	■	■	個別	あり	保健福祉課
川本町	477	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康福祉課
美郷町	704	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康福祉課
邑南町	1,468	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	保健課
津和野町	1,159	■	■	■	■	■	■	■	個別	あり	健康福祉課
吉賀町	—			■	■	■	■	■	個別	なし	保健福祉課
海士町	308	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	住民生活課
西ノ島町	432	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	健康福祉課
知夫村*3	110	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	村民福祉課
隠岐の島町	1,961	■	■	■	■	■	■	■	個別	なし	町民課

※1 令和8年4月現在。8月以降に開始される市町村の対象者は今後抽出するため「-」と表示

※2 「なし」と表示のある市町村は、訪問健診実施前に該当市町村への連絡が必要です。

市町村への連絡は、対象者またはその家族が行い、訪問健診に必要な書類を受け取ってから健診を実施してください。

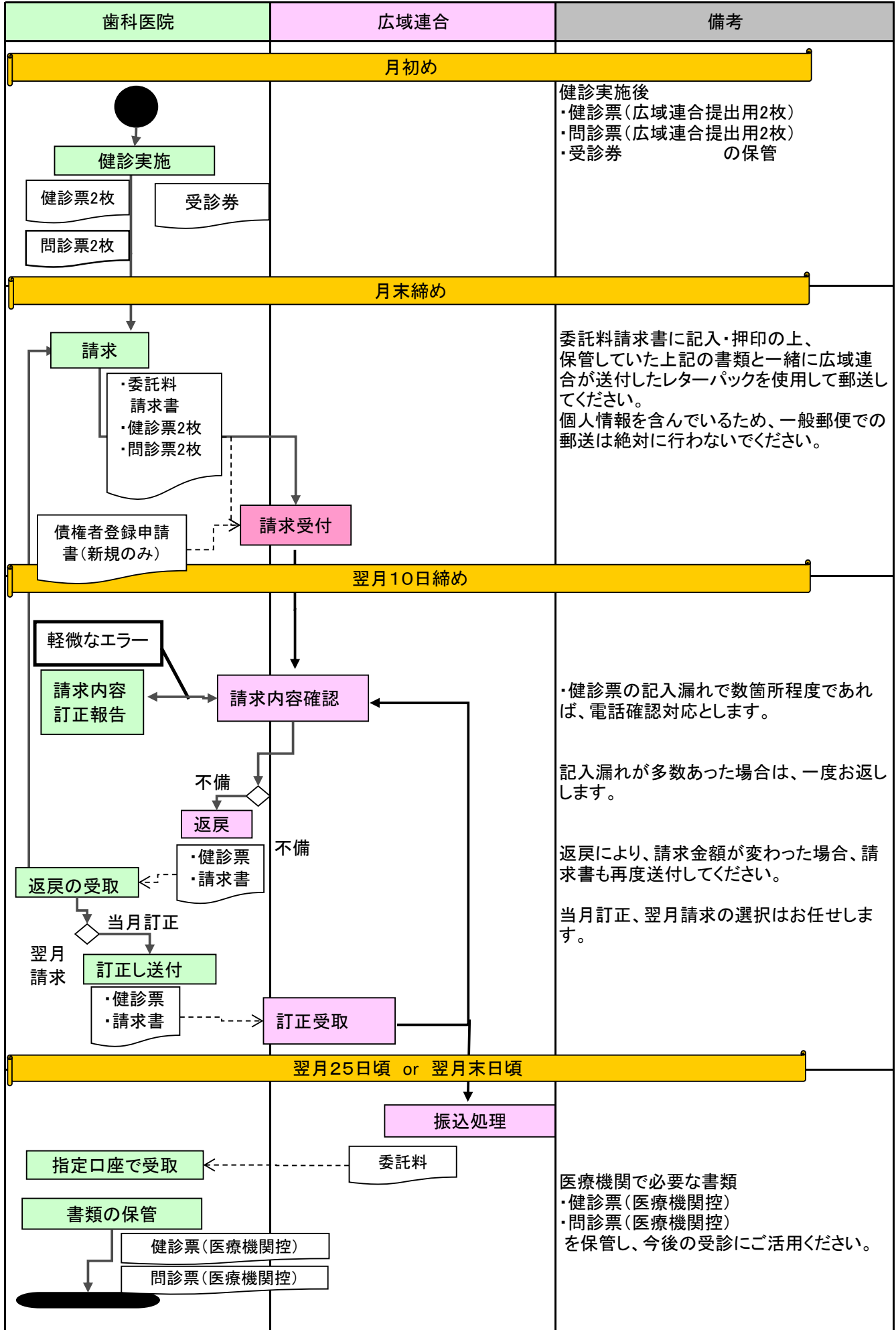
※3 知夫村は、現時点で通常健診の時期が未確定のため「緑」の表示なし

予約から受診結果通知までの流れ(通常健診)

別紙2

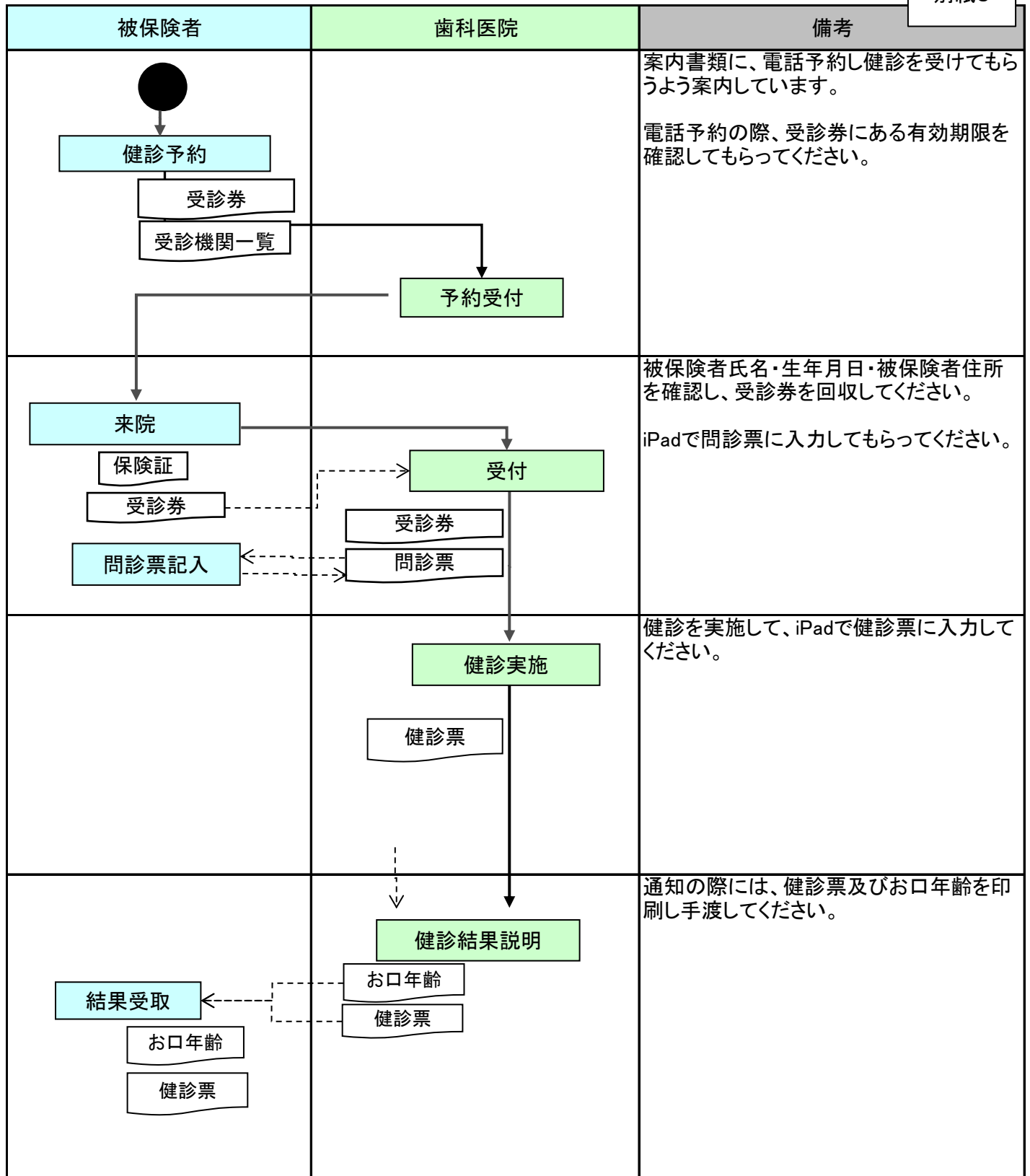
被保険者	歯科医院	備考
		<p>案内書類に、電話予約し健診を受けてもらうよう案内しています。</p> <p>電話予約の際、受診券にある有効期限を確認してもらってください。</p>
		<p>保険証を確認し、受診券を回収してください。</p> <p>問診票に記入してもらってください。</p> <p>問診票は3枚複写で 1枚目: 広域連合提出用①(P1) 2枚目: 広域連合提出用②(P2) 3枚目: 医療機関控 (P3) になっています。</p>
		<p>健診を実施して、健診票に記入してください。</p> <p>健診票は4枚複写で、 1枚目: 広域連合提出用①(1P) 2枚目: 広域連合提出用②(2P) 3枚目: 医療機関控 (3P) 4枚目: 本人通知用 (4P) になっています。</p>
		<p>通知の際には、健診票の本人通知用と保健指導票を手渡してください。</p>
		<p>請求に必要な書類 ・健診票(広域連合提出用2枚) ・問診票(広域連合提出用2枚) ・受診券</p> <p>医療機関で必要な書類 ・健診票(医療機関控) ・問診票(医療機関控)</p> <p>の保管をお願いします。</p>

委託料請求から支払いまでの流れ(通常健診)

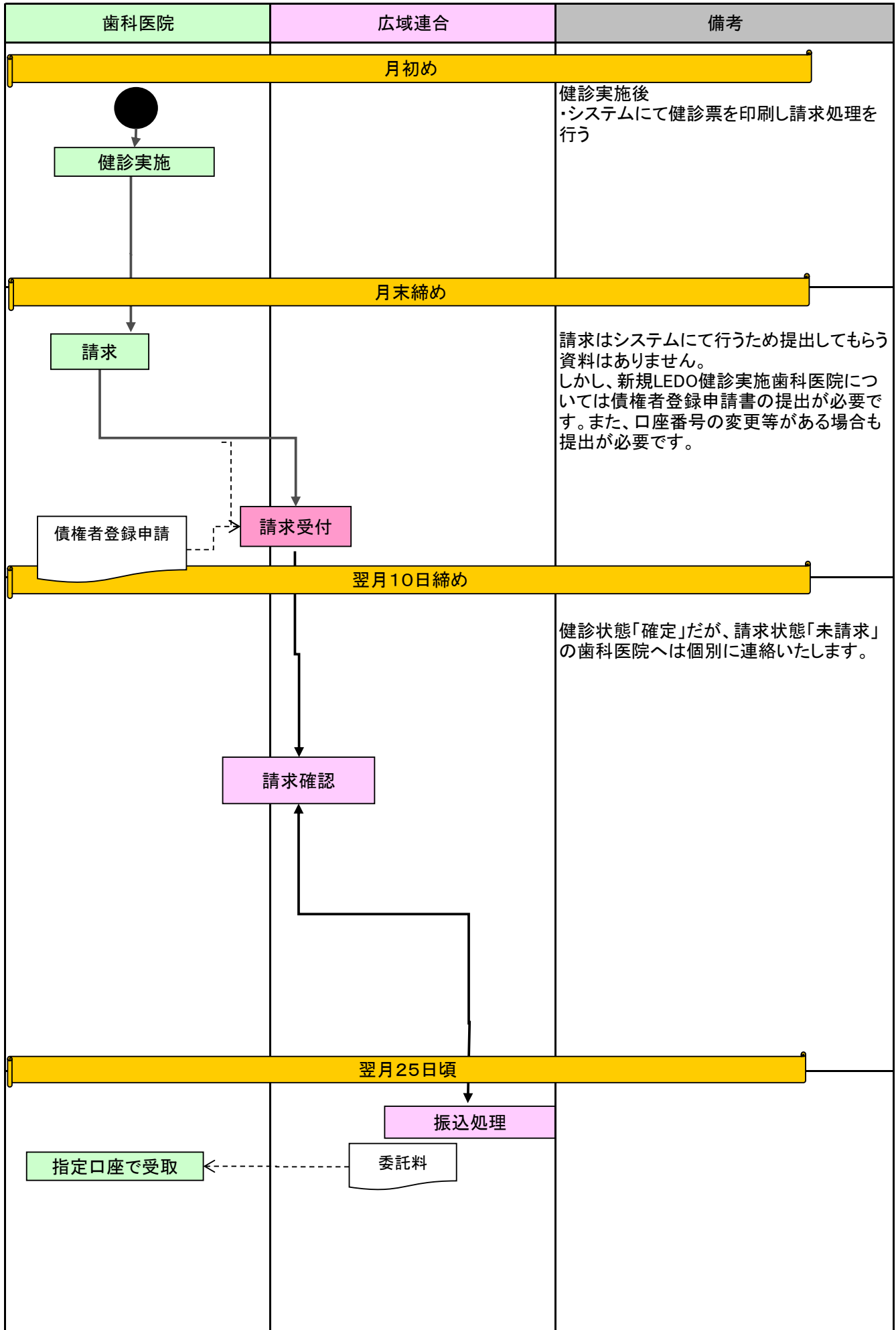


予約から受診結果通知までの流れ(デジ化健診)

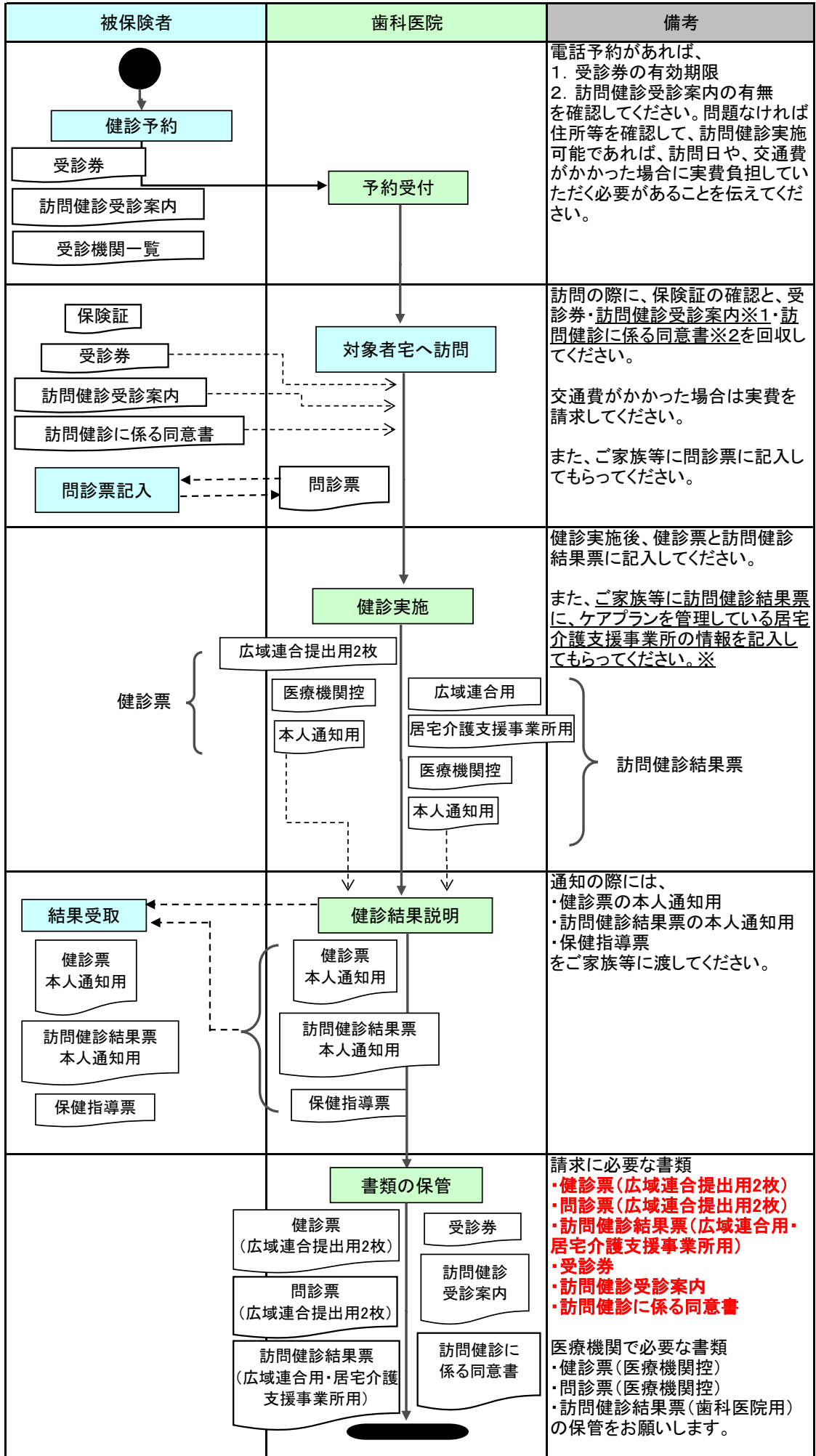
別紙3



委託料請求から支払いまでの流れ(デジ化健診)



予約から受診結果通知までの流れ(訪問健診)



※1 文書左上の氏名を確認してください

※2 同意書欄要確認

○被保険者宅へ持参する書類

- ・健診票
- ・問診票
- ・保健指導票
- ・訪問健診結果票
- ・訪問健診に係る同意書

※重要

委託料請求から支払いまでの流れ(訪問健診)

